

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2022年8月2日
【四半期会計期間】	第69期第1四半期（自 2022年3月21日 至 2022年6月20日）
【会社名】	株式会社 植松商会
【英訳名】	Uematsu Shokai Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植松 誠一郎
【本店の所在の場所】	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5
【電話番号】	022(232)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 阿部 智
【最寄りの連絡場所】	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5
【電話番号】	022(232)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 阿部 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期累計期間	第69期 第1四半期累計期間	第68期
会計期間	自 2021年3月21日 至 2021年6月20日	自 2022年3月21日 至 2022年6月20日	自 2021年3月21日 至 2022年3月20日
売上高 (千円)	1,563,790	1,685,851	6,118,293
経常利益 (千円)	34,052	29,630	87,855
四半期(当期)純利益 (千円)	19,078	15,771	52,920
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,017,550	1,017,550	1,017,550
発行済株式総数 (千株)	2,340	2,340	2,340
純資産額 (千円)	2,859,388	2,771,234	2,862,565
総資産額 (千円)	4,579,785	4,495,386	4,704,997
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.34	6.88	23.11
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	20.00
自己資本比率 (%)	62.4	61.6	60.8

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期会計期間に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。対前年同四半期増減率は、当該会計基準等適用前の前事業年度業績と比較し増減率を計算しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

（1）経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響は続いているものの、制限の緩和により経済活動の正常化に向けた動きが見られました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる国際情勢不安、エネルギー価格や原材料価格の高騰に加え、アメリカの金融政策の転換による急激な円安進行等、先行きの不透明感は一層強まっております。

当機械工具業界におきましては、部品の調達難が継続し、特に自動車産業を中心として生産活動の停滞が続きましたものの、半導体・電子部品などを中心に製造が好調で設備投資の動きもみられるなど、底堅く推移しました。

このような状況のもと、当社は、「中期経営計画 モノづくりにおける持続的成長発展を支える（2023年3月期～2026年3月期）」の初年度として、重点施策の収益力の向上と企業価値の向上に努めており、4月には成長戦略の一環として新たな営業拠点、郡山オフィス（福島県郡山市）を開設しました。また、将来への基盤づくりとして、優秀な人材確保と育成に取り組んでおります。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高 1,685百万円（前年同期比7.8%増）、営業利益 15百万円（前年同期比9.1%減）、経常利益 29百万円（前年同期比13.0%減）、四半期純利益 15百万円（前年同期比17.3%減）となりました。

（2）財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の資産、負債及び純資産の状況は、以下のとおりです。

（資産）

総資産は、4,495百万円となり前事業年度末に比べ、209百万円減少しました。この主な要因は、流動資産において、電子記録債権45百万円、商品94百万円等の増加要因がありましたものの、一方で、現金及び預金155百万円、受取手形及び売掛金が104百万円減少しました。有形固定資産と無形固定資産については、新たな増加はなく減価償却による減少3百万円となりました。投資その他の資産においては、投資有価証券が時価評価の下落により84百万円の減少となりました。

（負債）

負債合計は、1,724百万円となり前事業年度末に比べ、118百万円減少しました。この主な要因は、流動負債において、電子記録債務が24百万円増加しましたが、一方で支払手形及び買掛金64百万円、未払法人税等38百万円、賞与引当金21百万円等が減少となりました。固定負債においては、繰延税金負債が17百万円の減少となりました。

（純資産）

純資産は、2,771百万円となり前事業年度末に比べ、91百万円減少しました。主な要因は、四半期純利益の計上15百万円ありましたが、配当金の支払い145百万円と、その他有価証券評価差額金の減少61百万円となりました。

なお、当四半期会計期間末における自己資本比率は61.6%となり、前事業年度末に比べ0.8%上昇しております。

（3）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,360,000
計	8,360,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年6月20日)	提出日現在発行数(株) (2022年8月2日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,340,000	2,340,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	2,340,000	2,340,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年3月21日～ 2022年6月20日	-	2,340,000	-	1,017,550	-	587,550

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年3月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年6月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 48,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,290,900	22,909	-
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	2,340,000	-	-
総株主の議決権	-	22,909	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、2,000株(議決権の数20個)含まれております。

【自己株式等】

2022年6月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社植松商会	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5	48,200	-	48,200	2.1
計	-	48,200	-	48,200	2.1

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2022年3月21日から2022年6月20日まで）及び第1四半期累計期間（2022年3月21日から2022年6月20日まで）に係る四半期財務諸表について、霞友有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月20日)	当第1四半期会計期間 (2022年6月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	494,296	338,795
受取手形及び売掛金	1,667,481	1,563,094
電子記録債権	1,659,009	704,854
商品	263,868	357,882
その他	10,357	8,747
貸倒引当金	520	510
流動資産合計	3,094,493	2,972,863
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	67,600	66,521
土地	123,211	123,211
その他(純額)	8,427	7,049
有形固定資産合計	199,238	196,782
無形固定資産	8,323	7,760
投資その他の資産		
投資有価証券	1,267,981	1,183,753
その他	143,523	142,790
貸倒引当金	8,563	8,563
投資その他の資産合計	1,402,942	1,317,980
固定資産合計	1,610,503	1,522,523
資産合計	4,704,997	4,495,386
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	906,328	841,371
電子記録債務	619,277	644,150
未払法人税等	46,000	7,263
賞与引当金	25,200	3,500
役員賞与引当金	14,000	3,850
その他	113,432	120,580
流動負債合計	1,724,238	1,620,716
固定負債		
退職給付引当金	7,380	9,009
役員退職慰労引当金	62,600	64,150
繰延税金負債	34,651	16,930
その他	13,561	13,345
固定負債合計	118,193	103,435
負債合計	1,842,431	1,724,152

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年 3月20日)	当第 1 四半期会計期間 (2022年 6月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,017,550	1,017,550
資本剰余金	1,174,798	1,174,798
利益剰余金	611,822	581,759
自己株式	33,308	33,308
株主資本合計	2,770,861	2,740,798
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	91,703	30,435
評価・換算差額等合計	91,703	30,435
純資産合計	2,862,565	2,771,234
負債純資産合計	4,704,997	4,495,386

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 2021年 3 月21日 至 2021年 6 月20日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2022年 3 月21日 至 2022年 6 月20日)
売上高	1,563,790	1,685,851
売上原価	1,347,148	1,456,344
売上総利益	216,641	229,507
販売費及び一般管理費	199,363	213,806
営業利益	17,277	15,700
営業外収益		
仕入割引	12,391	10,751
受取配当金	1,432	3,674
その他	4,165	3,066
営業外収益合計	17,989	17,491
営業外費用		
支払利息	129	499
不動産賃貸費用	504	484
為替差損	545	2,541
その他	35	35
営業外費用合計	1,215	3,561
経常利益	34,052	29,630
税引前四半期純利益	34,052	29,630
法人税、住民税及び事業税	9,800	2,492
法人税等調整額	5,173	11,367
法人税等合計	14,973	13,859
四半期純利益	19,078	15,771

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。) 等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識していましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当第1四半期累計期間の売上高及び売上原価は4,896千円減少しております。

また、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日) 第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間(自 2022年3月21日 至 2022年6月20日)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、前事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月20日)	当第1四半期会計期間 (2022年6月20日)
受取手形	1,023千円	-千円
電子記録債権	27,030	-

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2021年3月21日 至2021年6月20日)	当第1四半期累計期間 (自2022年3月21日 至2022年6月20日)
減価償却費	3,928千円	3,018千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2021年3月21日 至 2021年6月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年4月28日 取締役会	普通株式	11,432千円	5円	2021年3月20日	2021年6月2日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自2022年3月21日 至 2022年6月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年4月28日 取締役会	普通株式	45,834千円	20円	2022年3月20日	2022年6月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2021年3月21日 至 2021年6月20日)及び当第1四半期累計期間(自 2022年3月21日 至 2022年6月20日)

当社は、機械、工具及び産業機械・器具等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間(自 2022年3月21日 至 2022年6月20日)

(単位:千円)

区分	機械	工具	産機	伝導機器	その他	合計
売上高						
顧客との契約から生じる収益	220,834	359,252	797,285	160,156	148,324	1,685,851
外部顧客への売上高	220,834	359,252	797,285	160,156	148,324	1,685,851

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2021年3月21日 至 2021年6月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月21日 至 2022年6月20日)
1株当たり四半期純利益	8円34銭	6円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	19,078	15,771
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	19,078	15,771
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,286	2,291

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2022年4月28日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....45,834千円

(ロ) 1株当たりの金額.....20円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2022年6月1日

(注) 2022年3月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年 8月 1日

株式会社植松商会
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塩 修司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社植松商会の2022年3月21日から2023年3月20日までの第69期事業年度の第1四半期会計期間（2022年3月21日から2022年6月20日まで）及び第1四半期累計期間（2022年3月21日から2022年6月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社植松商会の2022年6月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。